

小金井市請負工事における現場代理人常駐義務緩和実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業者の受注機会の拡大を図るため、小金井市工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）で規定する現場代理人の常駐義務の一部の緩和及び兼任を認める措置について、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和)

第2条 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うことを原則とするが、次の各号のいずれかの期間に該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事約款第19条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

2 前項の各号に該当し、現場代理人が工事現場を離れようとする場合、受注者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事現場における常駐を要しない期間について、監督員等との工事打合せ等で明確にし、現場の安全確保、緊急時の連絡体制等を書面により明確にすること。
- (2) 当該期間は現場代理人が工事現場に常駐することを必ずしも要しない期間であって、他の工事の現場代理人との兼任の要件ではないことに留意すること。

(現場代理人の兼任)

第3条 現場代理人の兼任を希望する受注者は、次の各号のいずれかに適合する場合は、2件の工事の現場代理人を兼任できるものとする。

- (1) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により、同一の専任の主任技術者が2以上の工事を管理するもの
- (2) 小金井市又は国、地方公共団体等の発注済みの公共工事に続き、随意契約により契約する工事で、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる

もの。ただし、一方の工事が他の機関の発注する工事である場合、兼任について、他の発注者の承認を得ていること。

(3) 次のアからウまでの全ての条件を満たすもの

ア 当該2件の工事が小金井市又は国、地方公共団体等の発注の公共工事であること。ただし、一方の工事が他の機関の発注する工事である場合、兼任について、他の発注者の承認を得ていること。

イ 契約金額が各々3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）未満の工事であること。

ウ 当該2件の工事現場が小金井市内であること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の各号に該当し、現場代理人を兼任しようとする場合は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 工事現場の安全管理、工程管理、住民対応等に配慮すること。

(2) 兼任する双方の監督員等と常に連絡が取れる体制を確保し、緊急時には現場に急行できること。

(3) 兼任するいずれかの工事現場に常駐すること。

(4) 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではないことに留意すること。

(5) 現場代理人の常駐義務の緩和により、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。

（手続）

第4条 現場代理人の兼任を希望する受注者は、落札決定後、2件目の工事に係る現場代理人兼任届（様式）に2件の工事の工程表及び緊急時連絡体制表を添え、市長に提出しなければならない。

付 則

この要領は、平成28年9月30日から施行する。